4　受験手数料

１級学科試験	9,400円
１級実地試験	9,400円
２級学科・実地試験	9,400円
２級学科試験	4,700円
２級実地試験	4,700円

5　試験実施機関　一般財団法人建設業振興基金

6　申込方法　書面申請又はインターネット申請（一般財団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）ホームページ参照（http://www.fcip-shiken.jp/））

7　申込受付期間

⑴　書面申請（書類等を簡易書留で送付すること）

１級学科試験、１級実地試験及び２級実地試験

平成25年２月８日（金）～２月22日（金）

１級実地試験（平成25年度学科試験合格者）

平成25年７月19日（金）～８月２日（金）

２級学科・実地試験

平成25年６月28日（金）～７月12日（金）

⑵　インターネット申請

１級学科試験、１級実地試験（再受験申込者、前年度学科試験のみ合格者に限る。）

平成25年２月１日（金）～２月22日（金）

２級学科・実地試験

平成25年２月１日（金）～２月22日（金）（前年度学科試験のみ合格者に限る。）

平成25年６月14日（金）～７月12日（金）（再受験申込者に限る。）

前記⑴書面申請は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

8　申込書類

⑴　基金指定の受検申請書及びコンピューター入力票

⑵　住民票（住民票コードの記入を含む）又はそれに代わる書面

⑶　写真１枚（縦4.5㎝×横3.5㎝、申請前６か月以内に撮影したもの）

⑷　受験手数料郵便振替払込受付証明書

⑸　学校卒業証明書（写し不可）

⑹　１の受検資格に応じ必要な資格証明書等（２級建築士免許証の写し、２級建築施工管理技術検定合格証明書の写し、技能検定合格証明書の写し、専任の主任技術者経験を証明できる工事請負契約書の写し及び施工体系図等の写し、１級建築士免許証の写し等）

⑺　２級建築施工管理技術検定・学科試験合格通知書又は建築施工技術者試験合格証書の写し（２級学科試験の免除者のみ）

9　「申込用紙及び受験の手引」の取扱い

⑴　１級は平成25年１月25日から、２級は平成25年６月14日から１部600円で、一般財団法人建設業振興基金及び全国の委託機関において販売する。（全国の委託機関については、一般財団法人建設業振興基金に問い合わせのこと）

⑵　郵送請求の場合は、送料共１部840円を現金書留にて、必要部数及び建築試験と明記のうえ基金に請求のこと。

10　申込書類提出先　一般財団法人建設業振興基金試験研修本部　〒105―0001　東京都港区虎ノ門４－２－12虎ノ門４丁目ＭＴビル２号館　電話03―5473―1581

11　合格発表　１級学科試験の合格者及び不合格者には平成25年７月19日（金）に、１級実地試験の合格者及び不合格者、２級学科試験・実地試験の合格者及び不合格者並びに学科試験のみの合格者には平成26年２月７日（金）に、基金から本人あてに文書で通知するほか、合格者の受験番号を基金、国土交通省各地方整備局、同北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局において当該地区で受験した合格者の受験番号を掲示する。また、基金ホームページで平成26年２月７日（金）から２週間、合格者の受験番号を公表する。

12　建築施工管理技術検定学科試験・実地試験の免除申請

⑴　免除を受けることができる者

イ　１級　基金の行う昭和63年度までの１級建築工事技術者試験に合格した者又は平成元年度までの１級建築工事技術者特別研修の修了試験に合格した者

ロ　２級　基金の行う昭和63年度までの２級建築工事技術者試験に合格した者、昭和61年度までの２級建築工事技術者特別研修の修了試験に合格した者又は平成14年度までの２級建築施工管理技術研修の修了試験に合格した者

⑵　提出書類

イ　受検申請書

ロ　１級又は２級技術検定試験全部免除申請書

ハ　合格証明書（前記⑴に規定する試験に合格したことを証する書面とする。）

ニ　写真１枚（縦4.5㎝×横3.5㎝、申請前６か月以内に撮影したもの）

⑶　申請の受付期間

平成25年６月28日（金）～平成25年７月12日（金）

ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

⑷　申請書類郵送先　一般財団法人建設業振興基金試験研修本部　〒105―0001　東京都港区虎ノ門４－２－12虎ノ門４丁目ＭＴビル２号館

13　合格証明書の交付　交付申請者及び免除申請者に対し平成26年３月頃に合格証明書を交付する。

14　その他　試験の詳細については、基金の発行する「受験の手引」又は基金のホームページを参照のこと。

平成25年度１級電気工事施工管理技術検定及び２級電気工事施工管理技術検定の実施について

平成25年度１級電気工事施工管理技術検定及び２級電気工事施工管理技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第３条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年１月９日　　国土交通大臣　太田　昭宏

1　受検資格

⑴　１級電気工事施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロ、ハ、ニ、ホのいずれかに該当する者

区分	学歴又は資格		電気工事施工に関する実務経験年数	
			指定学科	指定学科以外
イ	大学卒業者		卒業後３年以上	卒業後４年６月以上
	短期大学・５年制高等専門学校卒業者		卒業後５年以上	卒業後７年６月以上
	高等学校・中等教育学校卒業者		卒業後10年以上	卒業後11年６月以上
	その他の者		15年以上	
ロ	２級合格後５年以上の者		合格後５年以上	
	２級合格後５年未満の者	高等学校・中等教育学校卒業者	卒業後９年以上	卒業後10年６月以上
		その他の者	14年以上	